

# 万博国際交流プログラム 登録申請の手引き

内閣官房

国際博覧会推進本部事務局

1	手引きの目的	2
2	万博国際交流プログラムとは	2
3	申請することができる主体	3
4	申請の単位・申請先	3
5	申請の要件及び計画策定の留意点	4
6	支援措置	4
7	登録後の留意事項	5
8	全体スケジュール	6
9	参考資料	15

## 1 手引きの目的

---

- ・ 万博国際交流プログラムの登録を受けるための申請は、万博国際交流プログラム推進要綱（令和6年1月19日内閣官房国際博覧会推進本部事務局決定。以下「要綱」という。）に定めるほか、この手引きに沿って行っていただくようお願いします。

## 2 万博国際交流プログラムとは

---

- ・ 万博参加国・地域との相互交流を通じて、住民に地域の未来・課題と可能性をよりいっそう強くイメージしてもらい、住民の価値観や行動の転換点となるよう、大阪・関西万博を契機に取り組むべき課題解決や地域活性化を後押しするものです。万博の理念や共通の課題等への理解を深めるための事前学習を含め、地域の住民等と交流相手国関係者が継続的に交流していくために地方公共団体が交流相手国と行っていく事業に対し、支援を行うものであり、参加自治体は、交流計画の提出・国の審査を経て、登録・公表されます。
- ・ 万博国際交流プログラムは、「2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について」（令和2年12月21日閣議決定）、「2025年大阪・関西万博アクションプラン Ver. 5」（令和6年1月25日国際博覧会推進本部決定）において推進することとされており、この推進を通じ交流の拡大を図り、地域活性化を実現することが強く期待されています。
- ・ 万博国際交流プログラムの活用例として、文化交流、学生交流、課題解決交流などを通じた万博の理念等への理解を深める取組みを核として、更に地域のグローバル化、活性化、観光振興、産業振興等へつなげていき、取り組むべき課題解決や新たな展開を後押しすることに繋がると考えます。

## 【万博国際交流プログラムの事業例】

万博のテーマやSDGs等に関連したストーリーとなるよう念頭に置きながら

- ・自治体及び相手国の共通課題をテーマとした交流
- ・相手国を訪問し、万博関係者の派遣に関する交渉や市民との交流
- ・万博の理念等への理解を深めるための事前学習・交流イベント
- ・祭りや食文化など相手国と自治体相互の特徴をアピールしながら、相手国の当該地域や日本に対する理解に資するためのイベントの実施
- ・相手国からゲストを招き、地域の方に相手国の歴史や文化を知ってもらいつつ、相手国の方に地域の魅力を体験してもらう取り組みの実施
- ・万博開催期間中の参加国のナショナルデーにおける共同イベント 等

## 3 申請することができる主体

---

- ・ 本事業に申請できるのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定める地方公共団体です。
- ・ 一の自治体によるものに加え、申請の代表となる団体を定めたうえで、複数の自治体（都道府県と市区町村の組み合わせを含みます。）が連携して申請することも可能です。
- ・ 民間事業者等は申請主体にはなれませんが、民間事業者等と連携した交流等を内容として申請することは可能です。より広域に万博の開催効果を波及させる観点から、幅広い主体と連携した計画を作成していただくようお願いいたします。

## 4 申請の単位・申請先

---

- ・ 一の申請主体につき、一の申請書で提出してください。
- ・ 複数相手国との取組について登録申請を行う場合、交流計画は進捗管理を的確に行う観点から、相手国ごとに記載願います。

## 5 申請の要件及び計画策定の留意点

---

- ・ 政府は、万博国際交流プログラムの推進により、万博参加国等との交流を万博開催前後も継続する取組みにしていくことを目指しています。

登録を受けるためには、大阪・関西万博に参加する国・地域の方々等との交流に係る計画を作成し、提出してください。計画期間は最長令和8年3月31日(火)までとし、計画期間中に、次の(1)～(3)に掲げる全ての者と住民等との間で交流等を行う内容としてください。

- (1) 万博参加国・地域のナショナルデーのイベント参加、万博参加国・地域のパビリオンの準備・運営等に関わる者
  - (2) 万博参加国・地域の関係者
  - (3) 万博の企画・運営等に関わる日本側の万博関係者
- ・ また、交流の効果を一過性のものとしなため、万博前後を通じ取組みが継続する計画とするよう留意してください。
  - ・ 万博期間中に会場内で何を実施するのか明確となるよう留意してください。
  - ・ 申請の際には、交流計画は首長の了解を得てください。
  - ・ 登録要件を充足しない申請は、継続審査となります。この場合、次の登録申請期限までに計画を修正して再提出してください。修正後のものを、新たに審査します。

## 6 支援措置

---

- ・ 交流計画に位置付けられた事業は、国（内閣官房）の予算措置又は地方財政措置が講じられることとなっています。
- ・ 交流計画に計上した事業のすべてが支援の対象となるとは限りませんので、具体の要件・条件については各事業の実施要綱等を参照願います。
- ・ 万博国際交流プログラムへの地方財政措置については、「令和6年の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」（令和6年1月22日総務省自治財政局事務連絡）によることとなりますが、あわせて、参考資料1「令和6年度に

おける万博国際交流プログラム推進のための地方財政措置の考え方について」及び参考資料2「特別交付税の対象経費等について」をご覧ください。

## 7 登録後の留意事項

---

- ・ 登録された自治体は、登録決定後速やかに公表します。
- ・ 年1回程度、登録された交流計画の進捗状況について報告をお願いします。報告をお願いするタイミング等については、別途お知らせします。

申請主体に自治体を追加するなど、提出した交流計画の内容に大きな変更があった場合、計画の変更が必要な場合もありますので、速やかに事務局までご連絡ください。

## 8 全体スケジュール

---

令和6年2月1日 第1次登録申請受付開始

令和6年2月29日 第1次登録申請締切

令和6年3月 第1次登録自治体公表

※以後、定期的に原則、毎月末日までに提出のあった交流計画について、翌月に審査を実施し、その月末を目途に公表します。

※毎月末日までに提出のあった交流計画がそれ以降変更となった場合には、翌月末までに提出があったものとして扱います。

令和6年4月 令和6年度事業開始

令和6年度内閣官房事業対象自治体公募開始

令和6年度内閣官房事業自治体決定

令和6年4月～6月 令和6年度万博国際交流自治体事業見込み額調査

令和7年1月末 登録申請締め切り

## (付属資料) 交流計画策定の留意点

**【注】**

- ・ 交流計画は本項に定める様式に従って、記載してください。
- ・ 計画策定に当たっては、赤字で記載された事項に留意していただくようお願いします。



## 万博国際交流プログラム登録申請書

令和6年〇月〇日

内閣官房国際博覧会推進本部事務局長 殿

申請者住所

申請者名

万博国際交流プログラム推進要綱（令和6年1月19日内閣官房国際博覧会推進本部事務局決定）第3（1）の規定に基づき、登録を受けたいので別紙交流計画とあわせ、下記の通り申請します。

### 記

申請団体名	・事業を行う地方公共団体名を記載（複数の団体が連携する場合、すべての団体名を記載する）
（代表団体名）	・実施団体が複数の場合、申請の代表となる団体を記載してください。
代表者氏名	・申請団体の首長名を記載してください。 ・複数の団体が連携する場合は代表団体の首長名を記載してください。
事業名	・計画の内容を適切に表現した名称であれば特段の制約はありません。
事業期間	・万博会期前から万博会期後（令和8年3月31日）までの期間を設定してください。

別紙

# 交 流 計 画

## 1. 交流の相手国・地域に関する内容（要綱第3（2）ア関係）

交流の相手国・ 地域名	<ul style="list-style-type: none"><li>・交流の相手方となる国・地域名を記載してください。</li><li>・相手国・地域は万博に参加することを表明しているものに 限ります。</li></ul>
----------------	---

相手国・地域との折衝状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・相手国・地域との交流が成約している場合は、その旨を記載するとともに、成約を証明する書類を添付ください。</li></ul> <p>[記載例]</p> <p>〇〇校と〇〇校の教育交流を契機に交流がスタート。 〇〇市長が相手校を訪問することで〇〇分野での連携を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請時点で未成約の場合は、当該国を選定した理由やこれまでの関係、今後の交渉方針等（どのような人的つながりや手段を用いて、どのような道筋で相手国側との成約に結び付けようと考えているか）、庁内での意思決定の状況を記載し、調整状況を示す書類を添付してください。なお、登録に当たっては、改めて成約を証明する書類を提出いただきます。</li></ul> <p>[記載例]</p> <p>※申し入れ等の後、相手からどのような反応があったか等、現在も交渉が継続している旨が分かるように記載願います。</p>
--------------	--

相手国・地域の在京大使館等のコンタクトパーソン（いる場合）
名前（アルファベット表記及びカタカナ）：
官職：
連絡先（メールアドレス等）

## 2. 行おうとする交流及び当該交流に伴い行われる取組みの内容（要綱第3（2）イ関係）

### （1）考え方

以下のような観点を踏まえ、記載願います

- 申請団体の政策体系における、本取組みの位置づけ
- 万博との関連及び機運醸成に向け期待される効果
- 本取組みを通じ、創出しようとする目標
- ボランティアの育成・連携の方針
- 取組みの先行性や独自性
- 過去類似の取組み（国際交流等）がある場合、当該事例及びその成果 など

## (2) 交流計画

- ・事業期間を通じ、3類型すべての者と交流の計画を有することが登録の要件になります。
- ・行われる交流と万博との関係を明確に記載してください（既存事業との違いを明確化して下さい）。

事業期間	関係者等との交流の内容			交流に伴い行われる取組み
	万博参加国・地域のナショナルデーのイベント参加、万博参加国・地域のパビリオンの準備・運営等に関わる者（要綱第2（1）ア）	万博参加国・地域の関係者（要綱第2（1）イ）	万博の企画・運営等に関わる日本側の万博関係者（要綱第2（1）ウ）	受入れなど
<b>万博会期前</b> 2025年 4月12日 までの取組 みを記載		<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流の相手国である●●国の在京大使館職員を招き、市民向けに同国の文化や歴史を紹介するイベントを開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本側の万博関係者を小学校等に招き、講演を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JETプログラムを活用し、●●国からのCIR（国際交流員）の採用を目指す。</li> <li>・交流事業を支援するための住民ボランティアを育成する。</li> </ul>
<b>万博会期中</b> 2025年4 月13日か ら10月 13日まで の取組みを 記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・●●国の万博関係者を当地に招き、地元の文化の体験ツアーを行う。</li> </ul>			
<b>万博会期後</b> 2025年 10月14 日から 2026年3 月31日ま での取組み を記載		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市の子どもたちを●●国の小学校に派遣する。</li> </ul>		

### 3. その他交流の実施に必要と認められる事項（要綱第3（2）ウ関係）

- 必要に応じ、以下の事項について本項に記載してください。
  - － 活用を予定している国の事業
  - － 庁内の推進体制、連携している他の機関（商工会、観光協会、大学、町内会、地元企業など）
  - － 地域の魅力を発信するための取組み
  - － 他施策との関係

#### 【連絡先】

担当者名	<ul style="list-style-type: none"><li>• 審査などの際、こちらから連絡させていただく申請団体（代表団体）の職員の氏名を記載願います。</li><li>• 当方からの問い合わせに対し、責任をもって対応できる方をお願いします。</li></ul>
担当者所属	
担当者連絡先	
電話（直通）	
電子メール	各種通知をする際に漏れや遅延が起きないように、なるべく個人のメールアドレス以外も記載願います。

万博国際交流プログラム登録取り下げ届

令和〇年〇月〇日

内閣官房国際博覧会推進本部事務局長 殿

申請者住所

申請者名

万博国際交流プログラム推進要綱（令和6年1月19日内閣官房国際博覧会推進本部事務局決定）第3（8）の規定に基づき、提出した交流計画を取り下げたいので届け出ます。

記

1. 取り下げを行う交流計画について

申請団体名	
（代表団体名）	
代表者氏名	
事業名	
事業期間	

2. 取り下げの理由

## 9 參考資料



## 【参考資料1】

### 令和6年度における万博国際交流プログラム推進のための 地方財政措置の考え方について

令和6年1月31日

内閣官房国際博覧会推進本部事務局  
総務省自治行政局国際室

万博国際交流プログラム推進要綱（令和6年1月19日内閣官房国際博覧会推進本部事務局決定。以下「要綱」という。）に基づく地方財政措置の考え方は、以下のとおりです。

なお、令和7年度における地方財政措置の考え方は改めてお示しする予定です。

#### 1. 対象団体

要綱第3（3）に基づき、万博国際交流自治体として登録された地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む）のうち内閣官房事業の対象国・地域以外の国・地域（※）との交流を実施する団体

（※）外務省ホームページ上の地域区分における欧州、北米、アジア及びオーストラリア連邦

#### 2. 対象経費

住民等と次に掲げる者（以下「万博関係者」という。）との交流又は当該交流に伴い行われる取組（内閣官房事業を通じて実施する対象国・地域との取組を除く）であって、地域経済の振興や青少年の育成を図ろうとするものに要する経費

(一般職員の旅費など行政の内部管理経費及び食糧費等個人に直接利益を及ぼす経費は対象外)

- ・万博参加国・地域のナショナルデーのイベント参加、万博参加国・地域のパビリオンの準備・運営等に関わる者
- ・万博参加国・地域の関係者
- ・万博の企画・運営等に関わる日本側の万博関係者

<例>

○ 万博関係者との交流に要する経費

－万博関係者の招へいに要する経費

－万博のテーマに関連した相手国の文化体験、相手国にまつわる各種イベント、講演会等の開催経費

－万博関係者に万博国際交流自治体の魅力を体験してもらうイベントや住民との交流会の開催経費

－万博国際交流自治体と相手国の青少年等との交流に要する経費

3. 地方財政措置（特別交付税措置）の算定額

対象経費の一般財源合計額の2分の1

【参考資料 2】

特別交付税の対象経費等について

万博国際交流プログラムとして認められる経費は次のとおりです。

区分	経費区分	内容
事業費	旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費・日当 ※相手国関係者等の交流相手の招へいに係る経費 ※自治体住民の交流に伴う相手国への海外渡航に係る経費（職員旅費は対象外）
	会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料等）
	謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等の知見等に対する対価、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する対価等）
	借料及び損料	事業を行うために必要な会場借料、機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費 ※地域 PR 品等は事業費として認めない
	外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
	補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの（例）通信運搬費（郵便料、運送代等）

### 【参考資料 3】

万博国際交流プログラムに登録された自治体には、毎年度、相手国との折衝状況や、当該年度に行う交流事業の内容とその見込額について調査を実施します。

(実施時期は、毎年4～6月頃を想定)

この調査で回答のあった交流事業費と、総務省が行う特別交付税に係る調査への回答(事業費)は、同じ金額となるようご注意ください。

なお、特別交付税は、事業費のうち一般財源負担額が算定対象となります。

## 【参考資料4】

### 令和6年度における内閣官房事業について

#### 1 要件

万博国際交流自治体への登録申請が必要。

※万博国際交流自治体への登録は要件としません。

#### 2 交流相手国対象地域

外務省ホームページ上の地域区分におけるアフリカ、中東、中南米、大洋州（オーストラリア連邦を除く）。

#### 3 対象経費

参考資料2「特別交付税の対象経費等について」に掲げる経費に加え、内閣官房事業では自治体職員の旅費も対象経費となります。

#### 4 申請方法

万博国際交流自治体への登録申請に加えて、公募期間中における申請が別途必要となります。

#### 5 自治体選定方法

非公開の選定委員会による選定。

万博国際交流プログラム登録申請の手引き

令和6年3月第2版作成

<本稿に対する問い合わせ先>

内閣官房国際博覧会推進本部事務局

万博国際交流プログラム担当

電話：03-3519-3615

受付時間：平日 9:30～18:15(土日祝及び年末年始休み)

E-mail：naikakukanbou.expo2025.w2x@cas.go.jp